

予算決算委員会産業建設分科会会議記録
(補正予算審査)

1. 日 時	令和4年2月4日 9時27分開会 令和4年2月4日 15時03分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	栗山泰三座長、大西基雄副座長、 足立義則委員、園田依子委員、森本富夫委員
4. 欠席議員	なし
9. 会議に付した事件	議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（18号） 議案第16号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第3号） 議案第17号 令和3年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第3号）
10. 議事の経過	開会 9:27 【分科会】 栗山座長 開会宣告 栗山座長 あいさつ ■日程第1 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第18号） まちづくり部 まちづくり部 あいさつ 【主な説明】 まちづくり部 補正予算書に基づき説明 【主な質疑】 園田委員 景観形成事業に関し、屋外広告物改修等補助金の280万円の減額についてですが、5年間の経過措置があるため、今年度の申請は少なかったということですが、対象物件に対しての現状も含め説明をお願いします。 まちづくり部 経過措置期間につきましては、広告物の種類によっても違いがございますけれども、一般的な看板（堅固なもの）については、5年ということで、令和3年度に条例改正しましたので、今年度が1年目となり、残り4年の間に改修もしくは撤去をしていただくということとなります。2年間の許可期間がありますので、5年以内に更新が2回ありますが、経過措置期間中は、基準に適合しなくなった広告物であっても既存不適格の状態です。許可をし、5年が経過す

ると違反広告物に切り替わります。一例ですが、市内企業の屋上看板が約80平方メートルと大きく、条例改正後の許可基準に適合していないため、その改修費が高額と見込んでいましたが、まだ改修には至っていないということで減額幅が大きくなっています。5年間の間に、補助制度を活用して改修いただけるよう通知はしています

森本委員

市営住宅管理費に関し、工事請負費が工法等を変更したため6,900万円あまり減額になるということですが、余りにも減額幅が大きいので、もう少し詳細について説明をいただきたいと思うのですが。

まちづくり部

外壁にアスベストを含有しており、アスベストの除去方法につきまして、当初は超高压水洗工法という高額の除去方法の工法で、アスベストを除去する予定ではありましたが、設計段階で設計事務所との協議によって、剥離剤を用いたケレン工法が非常に安くつくということが確認出来ましたので、工法変更をした結果、減額が大きくなりました。ただ予算要求段階で、精査をさせていただくことが基本でございますので、以後こうしたことがないように気をつけていきたいと思っております。予算額に対する差額が、今回大きくなってしまいましたけど、入札による落札率は91.5%となっています。

足立委員

一点だけ教えていただきたいのですが、先ほどの園田委員の質問ですけれども、5年間の経過措置があり、2年ごとの更新時の補助率は、同じ補助率が設定されているのでしょうか。例えば、促進しようと思ったならば、初年度でしたら100%、次の更新時に改修をする場合は補助率を変更する方が、いいのではないかなと思うのですが、そういった対応はされているのでしょうか。

まちづくり部

既存不適格について5年間の間に改修等していただいたら補助率が2分の1限度額75万円で、経過措置期間経過後は補助率3分の1で限度額50万円としており、経過措置期間内に改善なり撤去をしていただくよう誘導をしています。

足立委員

相手方の自主性で改修してくださいということですから、5年間ぐらいは仕方ないということですね。ただ、不適格物件になっても何か補助があるようなお話でしたけれど、不適格になってもまだ補助するのでしょうか。

まちづくり部

制度としましては、不適格に対する補助率、補助金の額と、違反広告物を条例の規定に合うように改修等をしていただく場合

	の補助率、補助限度額というように分けております。
足立委員	当然のことながら罰則とかそういう規定もないということでしょうか。
まちづくり部	屋外広告物法に基づく罰則はありますが、条例の規定に合うように誘導しようということ等を考えた場合に、既存不適格しか補助がなければ、なかなか条例の規定にあうような広告物にしていただけでない可能性もありますので、そういった物件も補助制度を活用して許可基準に合うように誘導を図ることとしています。
大西副座長	丹波篠山の家推進事業に関し、認定者はまだ建築完成をしていないというお話でしたが、詳細な説明をお願いしたい。
まちづくり部	この制度は、住宅の計画段階で事業認定をし、完成後に補助金の申請をしていただいて、基準に適合していたら補助するという流れになっています。現在3件の認定をしていますが、いずれも完成には至ってないという状況です。1番早いもので、4月に完成予定であり、完成後に補助金の交付申請が出る見込みになっております。なお、この3件に関しては、1件は市外にお住まいの方が本市に来られる予定で、もう1件は市内に在住の方、残りの1件は建て売り住宅で、現在購入者は決定していません。建売住宅であっても、篠山の家基準を満たしていれば認定し、購入者に対して補助することとしています。3件の認定以外にも、今後2月、4月に新たに申請予定の方があると聞いています。
大西副座長	新聞等なんか見ていましたら、本市へ移住なさる方が増加しているという大変うれしいニュースを目にしますが、そういう方たちに向けて、丹波篠山の家事業の啓発として、どのような取組をされているのでしょうか。
まちづくり部	田舎暮らし案内所と連携して、移住ツアーを実施しており、そのコースにハートピア北条団地を設定してPRしています。
大西副座長	篠山産木材、篠山の工務店を利用する等のルール等があると思うのですが、丹波篠山の家制度の普及啓発も一緒にされているという理解でよろしいのでしょうか。
まちづくり部	移住ツアーの際に、丹波篠山の家とハートピア北条団地を併せてPRしており、その際に丹波篠山の家の補助制度のパンフレットなども配布をして説明し、PRに努めています。
	【主な説明】
まちづくり部	補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

栗山座長 放置空き家対策事業に関し、空き家解体助成金を交付する際の条件はどのようなものがあるのでしょうか。

まちづくり部 こちらの助成事業の条件としましては、まず空き家条例または空き家法に基づいて、行政指導しているものが対象になります。またその中でも、チェックシートの中で点数をつけるようになっていのですけれども、国の補助金の特定財源がありますので、そのチェックシートで100点以上のものが補助の対象となります。

栗山座長 空き家等については、近隣の住民では持ち主がわからない場合もあると思います。そのような場合については、固定資産税等から持ち主が市は特定できると思うのですが、市から所有者に対して具体的な指導はしているのでしょうか。

まちづくり部 地域の方、近隣の方、自治会長様等から市に、具体的な悪影響があるというようなことの相談があったときに、固定資産税、また登記情報等から所有者を必要があるときには調べさせていただきます。所有者が判明したときには、具体的な不具合の改善について、所有者、管理者に改善の要請をするというような流れになります。

森本委員 総務使用料の篠山口駅自転車駐車場一時利用者が減っているという説明をいただきましたけども、どの程度減っているのか、またその原因、今後の西口東口の利用、活性化のために今後の状況等をどう予想しているのか、再投資も含めてどのように考えているのでしょうか。

まちづくり部 駅の駐輪場として、定期駐車の利用と、一時利用の駐輪場がございます。定期利用については大きな落ち込みはないのですけれども、今年度に関して言いますと一時利用についてコロナ禍以前の状態に戻るといふふうに想定して予算を計上してはいたのですが、結果としては、大きな落ち込みが見られる状況です。再投資等についての質問につきましては、まず今、定期駐車の方について、余裕がありましたので、2段式のラックを撤去して平置にさせていただきました。以前のラックですと錆が発生し、おろしにくい等の不具合がありましたが、現状はそのラックを取り外して、上にカーポートのような屋根があるだけというような状況です。また、一時利用につきましては、現況の機器が生産終了になっておりますので、また再投資する必要があるときには、徴収方法等を含めて検討する必要がある状況でございます。

栗山座長 放置空き家対策事業に関し、委託料の減額が計上されていますが、どのような物件の委託料だったのでしょうか。また、山内町のアスベスト撤去費用はどうなっているのでしょうか。

まちづくり部 後川新田の特定空き家の行政代執行に係る費用の減額で、行政代執行を行い、それにかかった費用については権利者に請求していく形になるのですが、その撤去にかかる費用について、当初を想定していたより、見積りを徴収した結果安くなりましたので、それによって200万円の減額となっております。あと、付随して山内町の大規模火災のアスベストの処理ですけれども、県にも確認いたしましたが、補助の対象にならないということでしたので、市の単独費という形で支出しています。

栗山座長 山内町の物件に対しては、アスベスト撤去が補助の対象にならないということですが、個人の物件に対してはアスベスト撤去について補助対象に出来ていないというような解釈でよろしいのでしょうか。

まちづくり部 今回、行政代執行の空き撤去と、山内町大規模火災のほうについても空き家撤去の補助を利用していますが、そちらについてはアスベストの撤去費用については補助の対象にはならないということでした。今回は大規模火災という特例ですが、1軒1軒の空き家対策についても、アスベスト撤去の分については対象にならないということです。

栗山座長 はい、わかりました。

まちづくり部 補足ですが山内町の大規模建物火災のがれきにつきましては、清掃センターに無料で搬入ということで、業者委託等で調整しました。アスベスト含有物も同じくごみとして扱っておりますので、個人負担をなしにするという形で、がれきとアスベスト含有物等の処分については市で全部賄うという形で今回は行っております。

栗山座長 アスベストについても、清掃センターに持って行かれたのでしょうか。

まちづくり部 清掃センターは、アスベスト含有物処理の対応が出来ませんので専門の廃棄物専門会社へ搬出しました。

■日程第3 議案第17号 令和3年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第3号）

上下水道部

上下水道部 あいさつ

【主な説明】

上下水道部 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

栗山座長 支出の総務係費についてですが、研修費を8万8千円減額するという説明でしたが、具体的にどのようなことを研修される予定だったのでしょうか。

上下水道部 下水道協会が主催する研修に参加する予定でしたが、コロナウイルスの関係で中止になったことによる減額でございます。

栗山座長 どのような内容の研修をされる予定だったのでしょうか。

上下水道部 公益社団法人日本下水道協会が主催する研修で、職員の技術の向上を目的とした管路設計、維持管理に関する研修、経営関係の研修があり、それらに参加する予定としておりました。

■日程第1 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第18号）

【主な説明】

経営企画課 上下水道部 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

なし

■日程第2 議案第16号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第3号）

【主な説明】

経営企画課 上下水道部 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

なし

■日程第1 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第18号）

農業委員会事務局

あいさつ

【主な説明】

農業委員会事務局 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

足立委員 農業委員関係費に関し、タブレット7台を利用し農地集積に活用するということですが、具体的にどのようにしていこうとされ

農業委員会

ているのかということと、通信環境についてはどのような状況で利用しようとお考えなのでしょうか。

利用につきましては、人農地プランの策定にあたり、農地法、そして農業経営基盤強化促進法の法律が一部改正されようとしています。その中で、先ほど申し上げましたように、農地利用最適化推進委員が、各農家の今後5年先、10年先の自分の農業をどうしていくのか意向を確認しまして、そのデータをもとに地図に反映していくという作業を行うためのタブレットになっています。あわせて、毎月あるいは、8月に強化月間として、農地パトロール等も実施いただいておりますので、そういったものへの活用ができればと考えています。環境としましては、基本的にWi-Fiでの利用を考えておまして、それらの使用料等につきましては、新年度当初予算で要求をさせていただきたいと考えております。

園田委員

農業委員関係費に関し、バス借上料で今年度研修が中止になりバス代が不要となったという事ですが、また別の研修があったとの話もされています。時系列も含め詳細について再度ご説明いただけますか。

農業委員会

県外視察研修のために、バス借上料として33万円予算を組ませていただいていたのですが、兵庫県農業会議から、和田山で丹波篠山から北側にかかりますエリアの農業委員と農地利用最適化推進員を対象とした研修会を実施するということになりましたのでそれを充当させていただきました。その33万円の予算に対し、16万1千円の不用額が出ましたので、それを今回補正で減額させていただこうとしています。

栗山座長

タブレットの件ですが、農地の確認ということで、タブレット上で、地図で確認するために主にタブレットが使われるということなのですか。具体的には、どのようなことで利用されようとしているのでしょうか。

農業委員会

人農地プランの策定に当たって、農業委員会で目標地図をつくりなさいというふうに法律が改正されようとしています。その目標地図をつくるに当たって、各農家の5年後、10年後、自分が農業できるかどうか、この圃場をどなたに預けられますかというところを各農家1軒ずつ聞いて、その聞いた内容をタブレットに入力するとそれが地図に反映されるというソフトを、今開発されようとしているようです。タブレット及びソフトを利用し、5年

後10年後の各集落あるいは各個人の農地をどのようにされるかというところを集約し、集約したものを地図に落とししていくというのが1つと、あと農地パトロールで、無断転用がないか、また、遊休農地がないかといったことを、各農業委員なり推進委員がパトロールされていますので、そちらの調査パトロールにも、そのタブレットを使ってここの農地がどうなっているのかというところを、現場を確認しながら調査にも活用していきたいというように考えております。

■日程第1 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第18号）

観光交流部

あいさつ

【主な説明】

観光交流部より 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

栗山座長

商工振興費に関し、起業支援補助金355万円の減額の件ですが、定住促進地区で2件、それ以外の地区で8件の申請があったとのことですが、詳細についてお知らせください。

観光交流部

まず、重点地区ですけれども、こちらは2件、どちらも福住地区でございます。あと、8件ですけれども、順を追って言わせていただきますと、丹南の大沢が1件、今田町釜屋が1件、丹南の小枕が1件、篠山の風深が1件、今田の四斗谷が1件、西紀の栗柄が1件、今田の上立杭で1件、最後に上板井で1件、計8件、総計しまして10件でございます。

栗山座長

年齢層など詳細について教えていただけるとしたら、お願い出来ますか。

観光交流部

年齢層ですけれども、若い方から、少し年齢がいかれた方もありますけれども、詳しく何歳というところまで今、持ち合わせておりませんので、一覧か何かお渡しをさせていただくようなことのほうがよろしいでしょうか。

栗山座長

また後で資料提出いただけるでしょうか。

観光交流部

はい。（資料提出済）

【主な説明】

観光交流部より 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

大西副座長	国際交流推進事業に関し、減額になっていますが令和4年度には50周年の記念の年にあたるため、令和3年度にも何か事業を考えておられるとかそういうのはなかったのでしょうか。
観光交流部	ワラワラ市との姉妹都市提携の50周年は令和4年度になりまして、令和4年度の50周年事業に向けて、令和3年度から準備をしていくということで姉妹都市委員会の中で協議をしていただいております。来年度の姉妹都市委員会の補助金については、事業費に充てる分の予算計上を計画しておりますけれども、今年度についてはその準備の年ということで、目に見える事業としては行っておりません。
園田委員	観光客誘致促進事業に関し、朝と夜のにぎわい創出補助金の中で事業執行されたということですが、どのような内容で実施されたのか、おつなぎしていただけたらうれしいです。
観光交流部	朝と夜のにぎわい助成事業ですけれども、市内で朝と夜に観光客の方に楽しんでいただけるようなイベントを実施していただく方、事業者とか団体に向けて、10万円の補助を行うものです。今年度は年末年始に商工会青年部の方が、城の前でイルミネーションをしていただいたという事業がありました。事業の一部にはなるのですが、この補助金を活用いただきました。想定しておりましたのは、飲食店等で音楽のイベントや、朝散歩していただくようなイベントも対象としていたのですが、コロナでなかなか事業が出来ないというようなことも聞いておりまして、今回減額させていただくことになっております。
園田委員	続いて、観光宣伝事業に関し、ラッピングトラック等PR補助金についてですが、一社の申込みがあったが納車が遅れているため次年度にということですがどのような業種の会社から申込みがあったのでしょうか。運送関係の会社なののでしょうか。
観光交流部	はい、そのとおりでございます。この事業は観光バスとか、運送会社のトラックを対象に考えていますけれども、観光バスについては、今なかなか厳しい状況ということで運送会社より御意向を示していただいていた。
大西副座長	そのラッピングについてですが、今意向を示していただいている業者はどのようなふうな形でのラッピングにしようかとされているのでしょうか。
観光交流部	お話をさせていただいて意向は聞いたのですがけれども、申請はまだ上がってきていません。この事業、側面及び背面のラッピ

ングで、補助率2分の1の上限100万円、また背面だけですと、上限50万円というような制度設計にしておりますので、合計150万円ということで考えていたのですけれども、今のところ具体的な計画は聞いておりません。

栗山座長

ラッピングについては、個人所有、法人所有、レンタルしている物件もあると思うのですが、レンタルの場合は返却時に元に戻す必要があるかなと思うのですが、その費用は含まれるのでしょうか。

観光交流部

レンタル車両は、こちらも想定をしていた訳ではないのですけれども、ラッピングする、印刷をするための経費ということで、もし仮に元に戻すということになりますとそれは自費ということになるかと思えます。

森本委員

観光施設整備事業に関し、貸出しボート運営管理業務委託料については、もともとそんなに多くなかったと思っておりますが、その中から44万4千円も精査がされている要因は何なのでしょう。

観光交流部

これにつきましては、ボートの運営をしなかったという訳ではなく、北堀に乗り場を浮かべているのですけれども、文化財や水利権の問題もございまして、春のあと撤去して秋に設置するというようなことで、その都度その都度撤去して設置するというようなことを繰り返し行っておりました。いつも城東のB&Gのプールのところ、ボートとその棧橋をおかせていただいていたのですけれども、そのB&Gの撤去工事があるということで特別に今年度に関しては文化財課や水利権者との協議の上で、乗り場をそのまま置かせていただいていた。その撤去及び設置にかかる経費というのが、この委託料の中で支払っていたのですけれども、今年度に関してはそれがなかったことによる減額となります。来年度からは、また同じように発生をするということで理解いただきたいと思えます。

■日程第1 議案第74号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算（第15号）

農都創造部

あいさつ

【主な説明】

農都創造部 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

園田委員

鳥獣被害対策事業に関し、豚熱が広がったことでシシ肉が販売出来ないというような状況の中で、捕獲した個体の殺処分の方法と猟師の捕獲量が減ることによって獣が増加し、今後獣害による被害がまた増えるのではないかという懸念もありますが、今どのような状況にあるのかおつなぎ願いたいと思います

農都創造部

先ほど申しあげましたように、5月に市内で発生し豚熱にかかったイノシシは市内で20頭ぐらいの発見ということになっております。結果、市内全域が豚熱感染確認区域となっております、今委員おっしゃるように、市内で捕獲されたイノシシの肉は流通させてはならないということになっております。その関係で処分に関しましても、持ち込むことは出来ません。埋設処分ということで、従来でしたら1万2千円の捕獲経費に埋設する際に消石灰をまくという消毒をするのですがその消毒の作業が追加されるということで、千円増額しまして1万3千円で、埋設している状況です。あと、これに伴う捕獲意欲については、イノシシの肉の換金性は高いものでありますから、捕獲圧は下がる心配がございました。本来ですと11月15日からの猟期からは、自由狩猟といいますか猟師個々の捕獲活動になるのですが、市内でとったイノシシは換金出来ないということになりますので、それが狩猟されないということにつながりますと、今御心配されるような春先の被害の増大につながる可能性がありますので、狩猟期前と同様に鳥獣被害実施隊員を非常勤の公務員として猟友会に任命しているのですが、11月15日からは、イノシシをとりなさいという指示をさせていただいております。その指示に基づきまして、捕獲出来た個体につきましては、狩猟期前と同様に1万3千円の経費を出すということで対応しています。ただ、実施隊員から聞きますところによりますと、もうイノシシの数自身がやっぱりいなくなっていると。特に雌、子どもの個体がほとんど見られない。それが特に篠山の東地区に顕著にあらわれておりまして、犬でおびき出して鉄砲で打つ猟なのですが、捕獲活動をやっても以前に増して出てこない。なぜか、鹿も少し減っているというような話は聞かしてもらっています。篠山の中部地区から西部地区につきましては、イノシシが箱罟によくかかるということで、そこの捕獲実績は上がっております。そこで何とか将来の被害が拡大しないような取組を進めているところなのですが、恐らく豚熱という今までとは違う要素だと思うのですが、イノ

シシも鹿もいなくなっている。ただ、一方で被害があるのは、特定の個体が、広く荒らしている。これも、豚熱の影響だと思います。今まで、森林の奥で生活していたのですが、割と麓のほうで発見されています。豚熱は熱病ですので、喉が乾く、水が欲しいということで水があるところに出てきて、集中的に山裾に生息しているようで、数は少ないのですが、生息域がそこに集中することによる被害が出ておまして、特に最近では並木道中央公園の芝生を荒らすという大きな被害が出ておますので箱罠等を集中させて何とか捕獲することに、今注力しているところでございます。

栗山座長

豚熱の関係で猟友会の会員の方は、捕獲量が下がって手元に入る金が少なくなるのではないかと懸念するのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

農都創造部

先ほども申し上げたように、捕獲報償費以外にシシ肉の売上げが今出来ない状況ですので、手元に入るお金は減っていると思います。また、イノシシの捕獲を生業とされている方に関しては、狩猟期という期間だけですけれども、市外へ狩猟に出られているようです。かなり厳しい状況ではありますので、先ほど申し上げましたが、私とか隊長が隊員に命令をし、できるだけ捕獲するようにと促しています。また、被害報告が各集落からございますので、その情報をおつなぎして、集中的に要請があるところは捕獲していくという格好で対策したいと思っておりますが、収入に関しては厳しいのは現実だと思います。

栗山座長

収入に関して減少しているということで、何か補助、援助、支援は、考えられていないのでしょうか。

農都創造部

先ほど申し上げた狩猟期以外でしたら、命令して捕獲報償費ということで、その経費に対するお金を支払っていた訳なのですが、狩猟期の場合は全く支払っていませんでした。イノシシが販売できるということで、捕獲欲につながっていたと思うのですが、今回はそれが市内では出来ない格好になりますので、11月15日から捕獲報償費を出して、多少の費用経費を保障するというので、何とか狩猟の数を確保するというので保っているというような状況です。今後、座長が心配されるような所得補償的なことについては、財源のこともございますので、現状の中を精査する中で検討してまいりたいと思います。

栗山座長

丹波並木道公園で芝生を荒らすことをしているのではないかと思います。また、ゴルフ場でも芝生を荒らしているのを見かけるの

ですけど、それに対しての取組は出来ないのでしょうか。

農都創造部

ゴルフ場もそうですし、並木道中央公園もそうなのです。加害獣を捕獲するというのも大切なのですが、やはりそこに侵入させないことが大切です。特に並木道中央公園も金網柵がはりめぐらされて、一応の侵入防止はされているのですが、少し脆弱な金網になっております。それとこうなる事態が今年度特別ですので、あまり金網柵の点検、また修繕という意識が管理者側に薄かったというのを感じられます。担当者が現場に行って、そういうのを確認して施設管理者に伝えることで、捕獲以外でも被害を防ぐということに努めようとしています。なかなか効果が上がりにくいこともありますので、県の森林動物研究センターの知見などもいただきながら、できるだけ被害の防止に努めていきたいと今、取り組んでいるところでございます。

大西副座長

捕獲殺処分をお願いしているということでしたけども、豚熱の関係で殺処分はせざるを得ないと思えますけれども、市内で殺処分をして埋設されるのか、他所の地域へ持って行って殺処分されているのか。その辺はどのようなふうな処理の仕方をされているのでしょうか。

農都創造部

基本的には捕獲場所における殺処分、そこで埋設が基本です。中には捕獲個体の大きさにもよりますが、10キロを境に、清掃センターへの搬入、または市営斎場でも動物炉がございますのでそこでの焼却というのをやっていますけど、どちらも経費がかかるものですから、1万3千円の捕獲報償費の中で捕獲場所での埋設ということを隊員に指示して実行させております。

大西委員

説明のほうでもあったかと思えますけども、結構よく聞くのは、山裾へおりてきている個体は豚熱の関係でもう死んでおると。その近辺で、埋葬していく流れでいくしかないわけですね今のところ。

農都創造部

市民からイノシシが死んでいるといった通報がございます。基本的には、その場所に私ども職員が確認に参りまして、あまり腐敗が進んでない状況ですと持ち帰ってきて和田山の家畜保健衛生所が来て、その検体を取って調べてくれるのですが、そういった措置のほうに回します。検体も取れないような状況ですと、中には地元で埋めていただけませんかとお願ひしたこともございますが、基本は先ほども言いましたように持ち帰ってきまして、個体の大きさによりまして、清掃センターまたは市営斎場で焼却処分をしております。

森本委員	<p>県営土地改良事業に関し、ため池等整備事業について令和4年度事業の前倒しで実施するというような説明をいただきましたけど、多くの箇所を積極的に取り組んでいていただく、地元要望を受けて実施ということですが、完成まで事業が続くのかという心配を抱くのですけれども。この事業費は、相当多くなるのではないかと思うのですが、県の行革も進めるというような状況の中、流利的にどのような感触を持っているのでしょうか。</p>
農都創造部	<p>ため池整備につきましては、令和元年度にため池の特措法が出来まして、10年間に集中してため池を改修していくということが定められております。計画をつくり、改修していくことになっています。今まで大きな災害豪雨等で決壊したりして、人命、家屋に被害が出たことによりまして、集中的に直すということ、今後想定される地震等に備え耐震性のない池とかを調査して、集中的にやっていくという法律に基づいて計画を立てて、修繕を行っていきます。ですので、その分につきましては県、国等とも予算とか、マンパワーを調整しながら、県に要望をしていって施工を進めているということで、毎年3池程度の新規のため池の事業の取組計画をしていくようにしております。ですので、予算措置についてはその中で確保していただけるような調整をしながら、要望をしていっております。</p>
森本委員	<p>市内には、私たちが見ても危なそうというようなため池も多々あると思うのですが、事業採択の流れはどうなっているのでしょうか。当然、受益者の負担も幾らかかかってくると思うのですが、その辺の調整はどういう形で進めていただいているのか説明をお願いします。</p>
農都創造部	<p>ため池整備の事業に対する地元負担につきましては、この法律で施工する分につきましては地元負担はございません。予算措置は、国県市で全額措置をして、修繕をしていくことになります。地元への受益者負担というのは、今はなくなっております。市内に400以上のため池があり、その中で法律上特に危険とされている、決壊があった場合、危険であることが想定される防災重点農業用ため池というのが160ちょっとございます。160のため池で5年に一度定期点検、そこで危険、漏水等があつて危険だと判断されている池は2年ないし3年に一度、ため池パトロールを県の外郭団体でありますため池サポートセンターが点検を行っております。そういう他、危険性があるため池の中から地元調整、要望とか、近隣の家屋の状況とか道路等、重要な輸送路になる道路とか、公共施設ありますか</p>

そういうようなものの状況を見ながら、地元の要望等も聞きながら選定をして計画をしていくことにしています。

栗山座長
農都創造部

国、県、市の負担割合はどのようになっているのでしょうか。ため池の整備事業につきましては、国55%、県34%、市11%で地元負担なしで実施するようになっております。

栗山座長
農都創造部

市の負担はどのぐらいになるのでしょうか。ため池の事業と水利施設のパイプライン等の改修等も含めて全体の県営事業の事業費としては、2億6,629万6千円となるのですが、そのうちの市の負担額としまして3,413万5千円が市の負担となります。

栗山座長
農都創造部

地方債で賄われているのでしょうか。市の負担額の90%に起債を充てられることになっております。

【主な説明】

農都創造部 補正予算書に基づき説明

【主な質疑】

栗山座長

農業振興費に関し、農業経営安定対策補助金は、一反当たり3千円の補助ということでしたが、1件の農家あたりどれぐらいの補助になっているのでしょうか。

農都創造部

こちらの事業につきましては、令和3年度に第1回目を補助させていただいたのですけれども件数としては2,365戸、支払い金額が5,450万8,980円となっておりまして、1件あたりにしますと2万3千円となっております。

栗山座長
農都創造部

2回目もそれぐらいになるのでしょうか。2回目につきましても、この1月末で締切りをさせていただいておりますけれども、1月受け付けの段階で5,181万8千円、件数としては2,297件となっております。

森本委員

新規就農者支援事業に関し、新規就農者総合支援事業補助金の説明の中で予定者4名の内2名が辞退をされたということですが、一般的に考えると新規就農の支援を受けたほうが、経営的にも助かるのではないかとと思われるのですが、受けずに就農された状況といたしますか、理由について説明をお願いします。

農都創造部

2名の状況について御説明いたします。2人とも、令和3年度中に、次世代人材投資資金を受給したいということで相談をいただいております。次世代人材投資資金につきましては、青年等就農計画といたしまして、新規就農から5年間の計画をつくっていただ

き、認定を受けて認定新規就農者となられることが条件となってくるのですけれども、2人のうち1人につきましては現在も営農されているのですけれども、青年等就農計画の作成を目指す中で、規模をふやしていくというわけではなく、他の仕事もしつつ自分のペースで営農を続けていくという結論にいたったということで受給を見送られました。もう1人につきましては、青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者となられたのですけれども、国庫補助の次世代人材投資資金には頼らず、まずは自分の力で営農していくという話になりましたので、結果2名の方は採択をしなかったということでございます。

森本委員

結果的には、御本人の将来性といいますか方向性に基づいて辞退をしたということで、理解をさせていただきました。

農業振興費に関し、手厚く農業機械の導入等のメニューをたくさん国県の資金を利用して用意していただいておりますが、利用が少ない事業、当然使いやすい、使いにくいという事業があるのではないかなと思うのですが、おもだった事業の中で、導入規模が多い、また、先ほどの話ではないですけど利用を諦めたとかという特色のある事業があるなら少し説明をお願いしたいと思います。

農都創造部

省力化機械等導入推進事業については、当初1,027万5千円計上しておりましたが、337万円減額となっております。当初県に予算額要望しておりましたところ、県に随伴して市が行う事業であり75%が補助金、その内50%は県の補助金でありますけれども、県の配分が少なく配分された結果減額となっております。要望していただいた農業機械については全て採択をさせていただいたのですけれども、県の補助金が少なく、やむなく337万円の減額となっております。丹波ブランド再生モデル事業の32万円も、こちらも県の事業でございます、県の財源がないということでの減額になってございます。あと、山の芋関連の省力化補助金につきましては、防草シートの補助ですけども、当初100万円予算計上しておりましたが26万の減。山の振興奨励金について当初180万円の計上に対し、30万の減額となっております。やはり山の芋に取り組む農家が、減少しております、それに伴ってこういった補助金も少なくなっているという状況になってございます。

森本委員

県や国の補助における随伴事業であれば、県、国の基準、予算も関係するため致し方ないと思いますが、できるだけ農業者が利用しやすい、また基準の普及、利用促進をしていただけるような、PR、

指導をお願いしておきたいと思います。

農都創造部

県の事業につきましては、令和4年度当初予算にあたりまして、より農家が使いやすい補助金にということで見直しを要請しておりましたら、できる限り使いやすい制度に見直しいただきましたので、また令和4年度当初予算説明の際に説明させていただきたいと思います。

園田委員

集落営農推進事業に関し、集落営農推進委員謝金について、皆減とのことですがその理由について説明願いたい。

農都創造部

集落推進員謝金、当初予算216万円全額減額ということで提案をさせていただいております。理由といたしまして、人農地プランの関連する推進をしていただくような謝金なのですけれども、人・農地プランにつきましては、今、国会で法律改正を予定されております。その関係で、取組体制、推進方法が大きく変わってくるということで、早くから情報を得ておりましたので、推進委員の選任にあたって見合せさせていただいたということでの減額になってございます。人・農地プランがどのように変わるのかということなのですけれども、これまで集落が主体となって地域の農地の利用の在り方とか、あるいは担い手がどうなのかということを話し合っ、自分たちで地図をつくって完成といった流れの方法でしたけれども、本法律の改正によりまして、人農地プランを市が主体となって作成するというふうなことになるようでございます。市が主体となった人・農地プランはどういったものかという、農地の現状で今、担い手がいる、いないとか、あるいは土地改良事業での補助整備等をどういった形でやっていくのかとか、あるいはどの場所でどのような収益の上がる作物をつくるのかとか、そういった市の農業農村に関する基本計画みたいなものをつくるように法律で定められるようでございます。市のプランを作成するにあたっては、農業委員会の農地利用最適化推進委員が、集落の農地利用の意向を把握していくことになっておりますので、市で選任する推進員と重複するようなこともあります。その関係で選任をせずに今回減額とさせていただいたということでございます。令和4年度は、法改正もあり推進体制等、正確な情報が国から降りてくると思いますので、それに沿って推進体制を整えていきたいというように考えています。

栗山座長

担い手支援事業に関し、農業近代化資金等利子補給の減額が計上されていますが、この利子補給は利率がどれぐらいで、どの程度補給されるのでしょうか。

農都創造部

農業近代化資金等利子補給につきましては、スーパーL資金、アグリマイティ資金、美しい村づくり資金という3つの資金に係る利子補給を計上させていただいております。それぞれ執行見込額が確定したことにより、減額をさせていただいておりますが、美しい村づくり資金につきましては、借入額の0.5%を市が融資機関に対して負担をするというものでございます。また、アグリマイティ資金につきましては、担い手支援事業の農業機械等導入事業補助金受給者の3ヘクタール以上の水稻経営規模の農業者に対するコンバイン助成の際の利子補給ということで、使う方を想定して組んだものなのですけども、アグリマイティ資金については、導入事業費の1.475%が利率というふうになっております。また、スーパーL資金につきましては、0.5%の利子補給ということとなっております。

栗山座長

利子補給の上限はないのでしょうか。

農都創造部

上限につきましては、美しい村づくり資金につきましては、法人形態であれば借入額最大2千万円、個人農業者であれば1千万円という形となっております。あと、アグリマイティ資金につきましては、農協の資金でございまして、また後で資料提供させていただきたいと思います。(資料提出済)

■議員協議

- 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算(第18号)
 - 議案第16号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計補正予算(第3号)
 - 議案第17号 令和3年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 部長への確認、市長質問無

■意向確認

- 議案第12号 令和3年度丹波篠山市一般会計補正予算(第18号)
- 議案第16号 令和3年度丹波篠山市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議案第17号 令和3年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算(第3号)

—全員賛成—

栗山座長 この結果を含め、執行部との質疑、答弁の内容について、座長報告を行いたい。報告については、座長に一任願いたい。

—異議なし—

副座長 あいさつ
閉会 15:03